

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

それでは一般質問します。

今回、私、大項目で1番から3番に関してはいわゆる介護保険関連であります。ただ、内容がそれぞれ一つ一つしっかりとした論議もしたいということで、大項目として3つ起こしました。質疑の中では当然関連性を踏まえての私の質問となると思います。そして、4番目にゴミの分別収集と。数年来何度も取り上げてきた課題を改めて町長が新しく変わったという意味で取り上げます。

それで、順次入ります。

1問目ではありますが、介護保険の改正といいますか、改悪といいますか、今までにない大きな変更が新年度から生じます。これはこの間、12月議会、それ以前も私、そして小林議員が各々取り上げて参りました。残念ながら厚生労働省が示した私たちからすれば高齢者、介護受けている方、これから介護受ける方、大変な状況になるということがもう目の前に来ております。それでその中で特に最初に取り上げましたのは、施設、特に特別養護老人ホーム。これは以前から言っておりますが、もうすぐ4月からいわゆる介護認定、介護3以上の方に特別養護老人ホームの入所が原則的に限定されてしまうと。ただし、やむを得ない場合、例外として、例えば生活に著しく困難であるとか、そういう例外で特例措置ということになるのでしょうか。要介護の1、2に関しても入所が認められることになっております。江差町の介護福祉の事業計画、残念ながら我々議員には未だもって無いのです。前回、我々議員にも議員協議会で渡

されましたが、直ぐ書類、事務局の方で引きあげるということで、私、今手に持っているのはあくまでも素案のインターネット、ホームページで入手しておりました、町民の意見が聞きたいということですから、当然これ以上のこと肉付けあるはずなのですが、手にあるのは1月でしたか、の時のでしか無いんですが。それにも特別養護老人ホームの場合の特例で、1、2、要介護1、2の場合はこういうことは入れますよ、と。ただし、詳細はわかりません。それで私ども1、2でも本当に必要な場合は特別養護老人ホーム入るよということとで残念ながらそうはなっておりませんけれども、厚生労働省で色々な通達が出ております。もしかしたら、新しい通達があるのかもしれませんが。私が見ているのでは厚生労働省、関係自治体と関係団体が協議し、施設への入所に関する具体的な指針を共同で作成することが適当、つまり江差でいうと、江差の特別養護老人ホームに入りたい方は江差の住民とは限らない。近隣町村の方も入る。また、乙部の特別養護老人ホームにも江差の町民も入る方もいらっしゃるかもしれません。希望する方もいらっしゃるかもしれません。その時に、いやうちの施設はこういう場合は要介護1、2だったら入れますよという、特例の判断がまちまちですと。これは大変なことになります。そういう意味で、関係自治体つまりまあたくさんの自治体というわけにいかないでしょうから、近隣の自治体、江差であれば江差と乙部とか上ノ国とか厚沢部でしょうか、わかりませんが。それから関係団体、色々な福祉関係の部分で協議して一定の指針を作りなさいということになっております。たぶん、出来ているのでしょうか。いずれにしてもこのことについて、町民の皆さんも4月からどうなるのだろうと。特別養護老人ホームにもう入れないのではないか。ということ私も何人かから問い合わせがありました。この点について、江差町としての今の状況を教えて頂きたいと思います。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」

小野寺議員の1問目、特別養護老人ホームの入所についてお答え申し上げます。介護保険法の改正に伴い、平成27年4月から介護老人福祉施設入居基準を原則、特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化され

ます。一方国ではこれまで入居が可能であった要介護１及び２の方は原則入所できないこととなりますが、やむを得ない事情により、特養以外の生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与のもと特例的に入所することが可能であるとしております。現在、入所しております要介護１及び２の方は引き続き入所できます。議員ご質問の特例的に入所が認められる指針につきましては、国で示している指針に基づき、町において素案を作成し、円滑な運用を図る観点から近隣町、介護老人福祉施設、介護支援専門員等と協議しご意見を頂いた上で作成することで取り進めている状況でございます。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの今、３月のもう半ばになろうとしております。それで、先ほど町長の答弁で国の基準の部分がありました。これは年前から何回かに分けて出ております。それで、自治体によってもう既に昨年の１０月１１月段階でそういう一定のルールを作って、もちろん地域住民の意見を聞くということもやっているところもありますが。その上で、高齢者がもし特別養護老人ホームに入りたいとすれば、３月３１日に申し込んで４月なんて有り得ない。相談も含めれば１カ月も２カ月も３カ月も前から相談して入ると。そうしますと、今年度中はともかく、４月以降の部分についても一定の段階で作っておかなかつたら大変なことになると思うのですが。それで、今の答弁、わかりました。現状そういうことですから。それではどのように作ろうとしているのか。今国の部分、国では色々な通達、本当に通達行政で困ってしまうんですが。あの指針も国の方で出していますよね。で、ほぼこれと同じようなものを作る、つまり従来も少し変更しておりますが、従来の特別養護老人ホームに入る場合の指針ってありました。それに対して少し色々肉付けはしておりますね。で、これと同じようなこと作ろうしているのか、それにしても関係町との協議がいつ頃きちっと終わってこれから入りたいという方に見えるようにしているのか。ちょっとルール、あのルール作りのスケジュールちょっとお聞かせ願いたいのですよ。それで、これ再質問ですから、もうひとつちょっとついでに聞きますが、先ほどもう既に昨年来やっているところありますよと言って、私も調べてみました。それがいいかはどうかはわかりませんが、あの江差の場合は極端に待機者が多いわけ

でもないのに、そんなに急いでってことないのかもしれませんが、都会でもう待機者が多くて、どうやって要支援1、2の方、基準を設けてやったらいいかということで、例えば結構細かい点数、あの課長見てと思うんですが、色々な点数付けて、Aさんは何点、Bさんは何点、その要支援1、2の方の必要度、入所の必要度といいますか、緊急度。それを細かい点数付けて、それで入るといようにやっているところもあります。それがいいかどうか私わかりません。しかし、一定の基準は作らなければならない。この文言だけでは抽象論で、とてもとてもこれでAさんとBさんとで本当に特例で入れるだけの緊急性を認めるとかって大変なことですよね。そうしますと、私はたぶん、現在でも特別養護老人ホームで入居する場合は一定の基準というのはそれぞれ作っていますよね。色々な基準表みたいなもの作ってやっていますよね。ですからあまり細かい輪切りのようにそれぞれの高齢者を点数化するってことは、それは避けるべきですが、しかし一定の基準というのは既存のものも含めてルールをはっきりする。Aさんが入ったのに何でBさんが入れないの、ということにならないようにある程度見えるルールを作って、そして早くやらなかったら、ちょっと混乱起こしますよね。それで、今の私の問題意識とスケジュール的なものちょっと教えてください。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」

小野寺議員の心配されていることは尤もだと思っております。私たちもあの昨年のあの12月ですか、国の指針が、例示が示されました。それであの国の指針もかなり大幅に改正しております。その国が示している指針に従いまして、江差町ではあの指針の素案を今現在作って、それを基にお話を進めていこうとしておりまして、これまでの経過としますと既に施設ともお話しております。やはり期間が無いですから、困らない程度に進めていかなきゃないということで、施設とは事前にもうお話しております。で施設の方も一定程度理解はしております。それであの待機者ですけども、待機者はあの現在100名程おりまして、申請者ですね、申請者が100人位いまして、待機者は3名くらいと。ですから指針が出来た段階では、待機者申請している方にも色々こう新たな申込書を提出してもらったりすることになると思います。それと、関係町のことですけども、これも調べてあります。関係町に問い合わせしましたところ、問題意識を持っているところは残念ながらありませんでした。それで、我々となれば、広域的なえさし荘ですので、江差町がリーダーと、リーダーシップをと

りましてですね、この素案、我々が考えている素案を施設とある程度まとまりましたら、それをお示ししながら、関係町からもご意見もらうし、それから介護支援専門員が3月17日に会議ありますので、その時にも少しご意見もらいながら進めていこうと考えております。できれば、3月中に指針を完成したいと思っております。でもなかなか時間がかかるとは思いますけども、4月以降、迷惑かからないようなスケジュールでいきたいと思っております。以上です。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ちょっと時間の関係上、少し早口になりますが。あのですから国の示している、たぶんこれに則ってきつと作ると思うのですが、合わせて先ほど私言ったこれだけではなかなか抽象論的な部分があって、AさんとBさんという部分、でまああの私の言っていることがちょっとなかなか現実的でないって風であれば、そういう風に答えて頂きたいのですが、現実でもやっている一定の基準表みたいなものがありますよね。そういうものに則らない限りは難しいのじゃないのかなっていう問題意識があるのですよ。でその点答弁無かったのでお聞き、教えて頂きたいのと。併せて、あの先ほど私、1から3まで介護保険の関連って言いました。それで、ちょっとここでお聞きしますが、この特別養護老人ホームの一定程度、制限といいますか、もしかしたら1、2の方が入れなくなって、待機者がまた増えるかもしれないとか。その待機者がじゃあどうしたらいいのだとか、その地域の受け皿をどうしたらいいのだかっていう論議はそもそも、そもそもこの策定委員会で、策定委員会は4回って言いましたか、確か前回。4回でしたか。4回の中で、このようなことについて、どういう論議があったのでしょうか。で最後の質問になりますので、併せて私の問題意識をお聞きしますが。このことについて、関連のところの話も聞いたり、策定委員会に入っている方にも実はお聞きしました。それで毎回私こういうことを言っておりますが、色々な計画を作るときに、かなりギリギリになってから、それはやむを得ない部分あるかもしれません。国から来る細かいことが遅くなっちゃって、でもそれにしてもですね、4回でこれだけの色々なこれだけじゃないですね、色々な計画も中身も介護のことも含めて、4回で終わってしまった。ある方はやっと介護のことが分かったと思った時に終わったと。言っておりました。これは自治体にもよりますが、かなり勉強会なども含めて皆が皆介護受けているわけじゃありませんから、わからないっていうのもやむを得ないと思うのですよ。色々なあの町民の方も入るとすれば、当然だと思っんです。それか

ら、もしかしたら、あの別な側面、わからないかもしれない。いずれにしても、あれだけ、これだけのきちっとした介護保険を作って特別養護老人ホームのこういう問題があつてという時に、せつかく策定委員会で論議する場があるんでしたら、もっと時間をとって、例えば介護保険制度そもそも何なんだ、国から今示されていることが何なのだ、何が問題あるのだということを何でやらないのかなど。で、これだけだったらちょっとね、文句超えて困りますので、提案します。あの今回のこの介護保険事業計画の中にもありますが、前回の計画をしっかりと検証したということになっておりますが、私は十分な検証をしてないと思うのですよ。で、それはともかく、これからも更に2年度、3年後、要支援1、2の総合事業ということで引き続き大きな検討をしなければなりませんから、今の策定委員会、もうこれは終わっちゃったのでしょうかね。似たような策定委員会でもきちっと作ってですね、継続して今の介護保険の江差町の事業について検証してもらおうと。ましてや、要支援1、2の総合事業については、2年先おいて3年後に実施するとすれば大変なことなのです。ですから似たような検証するそういう委員会のようなものを作って改めて。そして例えばこういう施設の方が入れなかったらどうなるのだろうとかっていうことも、しっかりとそういうところで論議してもらおうと。そういうこともやるのが検証だと思うのです。そういうこともやらなかったら、結局計画作る時に土壇場の委員会を作って、何か知らんけれども、わからないところで終わってしまったと。我々にはまだ計画すら出されてないと。こんなことね、繰り返したら大変だと思いますが、課長もしくは町長のご見解を聞きたいと思います。

(議長)

「健康推進課長」。

「健康推進課長」

特養の入所にかかわる基準ですけれども、一応あの入所申込書というものをあ

るのですけれども、出して頂きます。その中で、特定入所を必要とする理由書というのがありまして、この中で大きく国で言っている4点につきまして、あの検証することになっております。細部につきましては、まだこれから今あの施設とも詰めなきゃないところもありますけれども、一応国の指針を基本としてやっていきたいと思っております。

それとあの江差町にあの介護保険、介護に関わる施設はたくさんあります。で、要支援の方が入れる施設、介護1、2の方でも入れる施設、今回の特養みたく3以上でなきゃ入れない施設と、そういうわけであの我々は今までも、これまで困った方に対しては適切な施設に入所できるように、色々あの相談に乗

ってきました。その姿勢はこれからも変えずにやっていこうと思っておりますし、今回の1、2の方で適切な施設の入所が必要であれば、適切な施設がどこなのか、その辺をあの検討しながらですね、あの対応して参りたいと思っております。

それとあの介護保険の計画、まあ4回で少ないんじゃないかとか、中身はとかいう質問ですけれども、委員さん方10名おまして、12ですか。12名おまして、色々こちらからも相談を、素案ですか、示したり、ご意見もらったりして行って参りました。十分あのご意見を頂いたものと思っておりますし、総合計画につきましては、しっかりやらせてもらったと自負しております。ただあの今回の計画の最後の方に付けましたが、進行管理を初めて今後3年間におきまして行っていくこととしております。現在、あの今回あの委員になって頂きました11名の委員の方に、引き続きその委員になって頂きまして、せっかくなって頂いたのですから、3年間きちっと検証してもらうという形をお願いしているところでございます。その中で、5期ですね、反省点を踏まえましてご意見が頂けるようなところがあればその辺で、中で吟味したいと思っておりますのでご理解頂きたいと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺さん、2番目の質問。

「小野寺議員」

それでは2番に移ります。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

課長そう言いますけれどもね。我々無いのですよ。いくらそのそういうこと言っても、ああそうだな、確かに課長言っているのはおっしゃる通りだなと納得したというものも何も無いのですよ。何で出さないのですか、介護保険。まあいいです、出さないものは。

それで2つ目、更に介護保険で問題なのは、いわゆる今回の計画は介護保険と、それから介護保険に適用にならない、もしくは要支援1、2も含めての国

で考えている総合事業といいますか。その展開の一つとして、介護保険本体以外で例えばちょっと食事に困難だとか、お年寄りの方で食事作るのがちょっと大変だとか、病院行くのに、介護で使うのは別として、病院行くのに自分で行くのはちょっとバスも乗れないとか、バスの便が悪いとか、そういう移送サービス。配食、会食そういう部分について、どうなっているのかということなのです。これも残念ながら、この町の計画、さっき言ったホームページに載った本当の素案の、素案の段階でしょうかね。これでは介護保険料がいくらになるかも載っていないというそういう計画書なのですけれども、私持っているのは。そういう中に残念ながら、福祉全般に関わる配食サービス等については、ほとんど大きな展開がない。その前の計画、その前の計画は第5期。これは本物我々もらいましたけれども。配食サービスは前回と同じ、移送サービスについては特段改めて町としてこういうことやりますよということはまあ無いのですけれども。で、地域では色々なところでやっております。あの社協も何かやっているのでしょうかね。いずれにしても、まず江差町としてそういう地域の中で配食サービスとか移送サービスとか高齢者が日々大変だと暮らしてくのに大変だということに地域がそういう事業やっていることをどのように把握しているのか。ちょっと教えて頂きたいのですよ。何回ぐらいやっているとか、人数はどれくらい対象者で扱っているとか、料金はどれくらいだとか、あまり細かいところまではいいのですけれども、あの一定程度分かる部分教えて頂きたい。

それから、国の方で言っていることそのまま私オウム返しするつもりありませんが、しかし町長も執行方針の中で言っている通り、だからといって全部介護でやれるわけではないというのも私は十分に分かっているつもりです。ましてや、要支援の1、2がこれからどうするのだ、場合によってはNPOだとかボランティアだとかやってもらいたいという部分が色濃くこれから厚生労働省で相当の圧力で1年目、2年目は現状やるにしても、3年目何とかしなきゃならない。その時に現在地域で頑張っているそういう配食サービスやったり、移送サービスやったり、そういう人たちの力を借りなかつたらならない。それは当然だろうと思うのですよ。まさしくそれは町長の執行方針で言っている、地域の力を借りる、ことだろうと思うのです。それで、今1問目で言った地域の実態を教えて頂きたいということと、併せてこれからもそういう人たちを作っていかなければなりません、それに対する江差町の支援、私は厚生労働省が言っているからやれということではなくて、この江差町としてやらなければ大変だという意味で、積極的な意味で言いますが、江差町としての具体的な支援どう考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

(議長)

「町 長」。

「町 長」

小野寺議員の２問目、配食、会食、移送サービスについてのご質問にお答え致します。配食については２法人、会食については１法人１団体、移送については一定の要件の元、複数の事業者において福祉有償運送が行われています。地域の団体や事業者の皆さんが助け合いでこのような取り組みをしていることは伺っているところでございますし、改めて敬意を表するものでございます。

第６期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画が平成２７年度から三カ年計画として始まります。介護保険の予防給付が見直しになる中、配食サービスを含む生活支援サービスの検討が喫緊の課題となっております。高齢者の支援を効果的に実施していくためには、行政と地域の助け合いが必要不可欠であり、ＮＰＯや民間団体等地域の取り組みと連携したサービス体制の構築が一層求められる環境になっておりますので、配食サービス等を現に行っている事業者や団体を含めた生活支援サービスの方向付けは改めてしっかりと検討していきたいと思っております。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。それで前回の議員協議会でも少し今の点、お聞きしたのですけれども、あの回数、人数、料金ってお聞きしましたが、聞けばあの当該団体には担当課の方からあのきちっと調査を入りましたよと聞いておりましたので、それはそれで担当課の調査ということについては了解致しますので、この点についてはわかりましたが、問題はじゃあ今の町長の答弁を踏まえて、担当段階で構わないのですけれども、これは清水課長の方、顔見て言えばいいんでしょうか。あのどのようにこれから考えていくかなんですが、前回の議員協議会で少なくとも現在の計画ではこうなっているけれども、これから場合によっては２年後、３年後も踏まえて色々な検討もして参りたいというような話も確かありました。今日、本会議ですので、改めてちょっとお聞きしたいのですが、現在、江差は、町長のお話した民間のやっていることは別として、江差町が配食サービスやっているのは週２回、でいいですね、週２回。昼、昼食、それから実際にサービ

スを受けている方は2人でしたっけ。2、3人でしょうかね。あの第5期も見たら2人ですからもうこの5年、6年間ずっと2人。同じ人かどうか知りませんが、このことについて、しっかりとした検証やったのかということはもう言いません。これからきちっと改善してもらいたいということで、前向きに私聞くことにしますよ、もういいです、この間のことは。それで、NPO等のやっていることについては十分に担当課の方でお聞きしたと思うんですが、町として今どう考えているかなんですが。人によってはですね、1週間に1回やっぱり食べたいという人もいるかもしれません。でも、やはり高齢者にとっては、あとお金のこともありますけれども、週に3回4回、夕食に弁当をお願いしたいと。色々いるかもしれません。そういう多様なそれぞれの人たちの願いにきちっと町として、結果的に委託するにせよ、町の考え方が無い限りは出来ない、進まないですよ。で、この間色々なアンケートだとか、それこそ先ほど策定委員会で十分な論議したとすれば、地域の実態、どういう風に論議してですね、ずっと2回で、たった2人でという今の江差町の実態をNPOの調査したのかもしれませんが、ここきちっと改善して地域の住民の要望に合ったものに配食サービスをする。そういう考えでいるのかどうなのか。もう時間無いですよね。2年間っていったってすぐですよ。ましてや、やれるのだったら新年度からやったっていいことなのですよ、このことについては。その点について、担当課として現時点でのお考えを前回議員協議会でああいう答弁されましたので、それを踏まえてちょっと課長のお考えをお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

配食サービスに限ってで宜しいですか、まずは。

「小野寺議員」

まず、はい。

「町民福祉課長」

あの配食サービスについては、議員仰るとおりですね、週2回というシルバーサービスの中で実施させて頂いております。平成12年から実施しているサービスなのですが、一時はあの50人近い利用者がいたとかいう部分もあったんですが、最近はその年度当初は3人、今は1名という少ない状況にな

ってございます。配食サービスにつきましてはですね、あの小野寺さんが仰ってる、議員が仰っているそういうボランティアでやってる団体もございますし、それから本当に民間で民間というか業者といいますか、そういう業者がやっている生業としてやっている部分もございます。この場で、どの程度ご支援するとか、どういう形の人を対象にするとか、という部分を、まだちょっと煮詰まっていない部分がございますので、その辺の部分からちょっとあの介護保険の法令の関係も地域支援事業の関係もございますので、それらを含めて、今後ちょっとあの2カ年かけて検討させて頂ければと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの要支援1、2の国から外されて3年間で後は町村で頑張rinaさいよという、その3年というのはそれはそれで解りますけれども、その1年2年を見てというそんな悠長なことね、いいとは言えないですね、とてもね。あのあくまでも、それは総合事業というか国が勝手に要支援1、2の国の責任を外すというその枠組みの話であって、給食、本当は給食以外のことも言いたいんですが、とりあえず給食のことで言いますけれども。これは制度設計が可能であれば、ましてやあの私本当お聞きしたいのだけど、アンケートとかですね、策定委員会とかで、この給食サービス、どんな論議あったのですか。たった週2回でね、昼ご飯だけでいい、そして実際に何、先ほどですと年度当初が今でいうと1人になってしまったというその実態を見て、何とかしなきゃなんないという論議が全く無かったのですか。そんな策定委員会だったらしない方がいいですよ。そんなことでないですよ。それを踏まえたとなると、やはり何らかの形で町内にいる、食べることについて困難なところに、可能なところはまあ来月すぐとは言いませんけれども、できることなら早くしっかりと町独自の事業として、何もやれるでしょ。そこら辺、いやこれそうなると町長のお考えになるのかどうか分かりませんが、とてもでないけど今のそのスピード感は私ついていけませんね。ちょっと何かあったら。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

一応あの介護保険計画・高齢者福祉計画のあのアンケート調査においてはですね、1日2食以上食している方が98.5パーセント、98.3パーセントいらっしゃるっていうアンケート調査は出てございます。これあの具体的な数字に置き換えますと、だいたいあの高齢者からいきますと、50人程度、実態調査ではございませんので、正確かどうかという部分には問題もあるんですけども、50人程度残してですね、1日2食以上食されているという調査は出てございます。それですので、1年2年でも早く、早い、早くに越したことはないんですけども、そういう部分も踏まえましてですね、平成29年度からはあのそういう部分で検討していきたいということで考えてございます。

(議長)

はい、小野寺議員、3問目から。

「小野寺議員」

それで、3問目に移ります。

結果的には今たまたま、国の方で外そうとしている、違うな、4月からだらもう外す、目の前に来ているのですが。要支援の1、2のあの人たちも含めて、それ以外の福祉全般的にもうそれぞれの自治体がああ頑張んなきゃならないというところに今来ているのですけれども。で、その場合に、町長の執行方針の中にもありましたが、社会福祉協議会。江差町にも江差町社会福祉協議会があります。これはあの元々地域福祉ということで、介護保険をやる前は、当然のごとく社会福祉協議会やっていたのですけれども、今、多くの社会福祉協議会は介護保険事業をやっているということが出てきておりますので、かつての社協とは変わってきておりますが、しかし、今良い悪いはともかく国の制度の流れの中で、地域福祉を担うという建前になっている、もしくは実際上やっているとありますが。その社会福祉協議会にその地域福祉をやってもらおうという意味で、今度の制度改正の適用を取り組みを求めています。国も随分勝手だなという部分があるのですけれども。それで問題は、じゃあ江差町の社会福祉協議会なのです。この間色々ありました。町長が変わって、町長もあまりご存知ないかもしれませんが、2年前、3年前、もう年明けたから3年前、4年前。私も議会で社協の本来やるべき仕事はということで、江差町で地域福祉計画を作って、でその地域福祉計画が社会福祉協議会で行動計画とか実践計画とかって相伴って地域の福祉をということやったのですが、その時の担当課長はたぶん誰もいないですね、きっとね。だからもう忘れている方もいらっしゃる

るかもしれませんが。だから殆ど計画はたな晒しなのですよ。改めて改めて社会福祉協議会ともし協議を進めているというのであれば、どのように先ほど町長お話ありましたけれども、どのように社協と一緒にとなって地域福祉を進めていくという風な相談を進めてきたのか、もしくはまだだったらどういう風に進めようとしているのか、社協と一緒にになった江差町としての考え方について、教えて頂きたいと思います。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」

小野寺議員の3問目、地域支援事業での社会福祉協議会の在り方についてご答弁申し上げます。

介護保険法の改正に伴い、要支援1及び2の方が利用しておりました介護予防給付事業につきましては、町がこれまで行っている地域支援事業の枠組みの中で新しい介護予防日常生活支援総合事業としてサービスを提供することになります。当該事業は要支援1、2の方及びそれ以外の方を含む訪問型通所型サービス、生活支援サービス及び介護予防支援事業更には一般介護予防事業等、多様なサービスの提供が求められております。また、包括的支援事業におきましても、これまでの事業内容が充実されており、取り組まなければならない多くの課題が生じております。この難題に取り組むに当たっては地域資源を最大限活用し、生かし、活用しなければ事業構築は出来ても推進する仕組みができません。議員ご質問の通り、地域福祉を推進する立場である社会福祉協議会と共に取り組むことが重要であります。町は一昨年前から社協と現在停滞している福祉事業の推進について議論を重ね、互いに当該事業の重要性を認識し、協力していくこととしております。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

今の町長のご答弁ですと、協議はしてきているということなので、それを前提にちょっとお聞きしますが。とはいっても、たぶんですね、実態としては清水課長ご存知かどうか、地域福祉計画作ったっていうのは、あのたぶん引き継ぎで聞いてはいらっしゃいますね。ないのか。まあいいです。どっちみちあれはもうたな晒しになっているので。まあしかし、今、町連、老連、赤十字、あと何かあるんですしたか。などの事務局を今まで江差町がやっていた部分を社協でやってもらいたいということで、その人件費は江差町で出していると、そういう意味での繋がり、リンクは出来ております。しかし、それはあくまでも事務局ですよ。ごめんなさい、町連、老連、あと赤十字のその部分だけです。地域福祉なんて到底到底できないですね、あの配置では。ですから、もし相談しているとすれば、本当に頑張ってもらいたいのですけれども、ちょっと再質問ですでお聞きします。国も本当に勝手なもので、社協で頑張ってもらいたいということで、色々な手を使ってあの課長ご存知だと思いますが、ですから社協あたりも、社協というかそれぞれの町の社協でなくて、全国の社協の団体、集まり、全国社会福祉協議会とか、生協の団体だとか、老人クラブの全国の団体だとかたくさんのそういう福祉関係の団体の方々が集まって、じゃあ我々の方にそういうものが下ろされてきたらどうしたらいいんだろうと、そういう地域福祉をどうしたらいいんだろうということで、あのたぶんこれは国も相当絡んでると思うんですが、表向きはそういう民間の福祉団体系で、たちで作って一定の計画というか考え出したのは、課長知ってますね。去年の6月に新地域支援構想ということで、じゃあ地域の要支援の1、2だけではなくて、場合によっては障害者だとか、そういう地域の福祉も社会福祉協議会等が入って、こういうことしなければならないと。私読んであの確かにこういう方法もあるなと、社協が関わるとすれば色々な地域の力も借りて、うんそうだなというのがあります。ですから、ひとつのひとつのたたき台としては、こういうことも含めて町と社協で、これはあくまでも社協側ですから、それから課長ご存知かと思いますが、去年の7月にあの社協、全国の社協でも我々自身もそういうことやらなきゃならないということで、さっきの構想とは別な立場で色々な自分たちの積極的に行政と力を合わせて地域福祉を守っていかなければならないとは言っているのです。ですから、ひとつのたたき台と言いますか、では今色々出されたものを論議しながら行政と社協と力を合わせて江差町のじゃあどうやってやっていけるのだろうと。進めていかなきゃなんないと思うんですよ。それで、質問ということで2つ聞きます。今の私はこういう流れがあるということをおっしゃったあの発表したのですけれども。ひとつは問題はどこが音頭取るか、というかが発信源になるか。結局、社協でやりたくたってですね、お

金が無いですね。このままだったら、国からお金、道も何ぼかは来るかもしれませんが、色々なコーディネー、そういうコーディネーターする部分だとか来るかもしれませんが。基本的に、地域福祉をやろうと思ったって、国からストレートに来るわけじゃないのですよ。先ほどの社協の話の中でも、そういう行政的な援助、支援が無ければとって出来ないということも含めて、あります。率直に社協を巻き込んでやるとすれば、社協もそこら辺一定の社協に対して支援していかない限りは出来ない。何か月に1回、福祉だよりっていうのを町の広報に入っていますよね。それで一番新しいのが今年の12月にあの福祉だより入っていましたが、この時に社協の決算が載っておりました。私も毎年、社協の決算見ていますけれども、これ見ても要するにほとんど介護事業ですから、あと共同募金の収入があってもそれは共同募金として配分する、一定程度事務費は取るのでしょうけれども、入るのでしょうけれども。ですから、現状では殆ど地域福祉やろうと思ったって出来ない。出来ないですね。町長がいくら執行方針で社協と一緒にと言ったって、元手が無かったら出来ない。そういう意味ではこれから介護保険の本体から外れる事業、それから改めて地域福祉を構築するという意味で、社協が担うとすれば、その点についてはしっかりとした一定の財政支援をしなければ進まない。前回計画作ったってたな晒しになっているのは結局そういうことですよ。計画作ったってそれにお金付いていなかったのです。たまたまさっき言った、1人の人件費、それは地域福祉ではなくてそういう団体の事務局やっただけなのです。そういう意味では先ほど給食サービスの話、もし可能であれば早くと言っておりました。昼食サービスだっ場合によっては社協が一定程度中心になるってことだっあり得ると思うんです。移送サービスだっそうだと思うのですよ。その時に、しっかりとどうやってそれを運営していくか。全部利用料だけでやろうと思ったらとてもできない。その点について、今すぐという答弁にはならないかと思いますが、課長のちょっと所見お聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」

議員お話していることは尤もだと思っております。社協とは一昨年からの協議してきたのは私の方の立場でここにいる前町民福祉課長と一緒に話し合ってきました。その話の根本ですけども、あの、まずどうしてその福祉事業がやれなくなっているのかという原点からお話を進めました。で、お互いやはりその財政再建の問題もありまして、補助金のカットの問題もありまして、それか

ら介護保険が始まって、あの介護保険の方に職員の人件費を稼ぐために、言葉悪いですけども、依存していったというような構図が見えて参りました。それは認識持ちました。で今後ですけども、そういう前提の中で、議員さんお話したとおり、あのここに福祉計画もありますし、あの社協が担わなきゃない社協が書いたと思われるあの実践計画も載っております。で、私もこのメニュー見ました。それと、社協さんの方の総会の議案も見せてもらいました。中身見ますとかなり書いてきています。やはりやらなきゃない福祉事業がやれてないということでございます。私ども介護の立場でいいますと、まさしく要支援1、2その他の方を含めたあの新たなサービス事業、新、新しい総合事業ですか、これを推進していく中ではあの社協さんがやはり色々な事業構築に当たっての担い手になるべきだと思っておりますし、そういうことの議論をつい最近もうちの包括支援センターの仲間と一緒に議論しております。今後は包括と社協それから福祉と連携した話し合いが進められていった中で29年度からのスタートとなろうかと思っております。ただ、先ほどから議員さん心配しておりますけども、あの色々なメニューあります。出来たものから、仕組みが出来たものから順番に取り組んでいく事になろうかと思っておりますのでご理解ください。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

これ小野寺さん、3回目。

「小野寺議員」

まああの、いずれにしてもちょっと頑張ってください。今までと同じこと繰り返さないように頑張ってくださいと思います。

それで、4番目に移ります。

あの3月の町広報に、

(議長)

はい、4問目。

「小野寺議員」

あの、このカレンダーが入りました。あの江差町のゴミの収集カレンダーですね。それでたぶん従来と同じなのでしょうけれども。で、町長はたぶんあの色々なところ歩いて、とうに気づいていると思うのですが、燃える燃えないの

いわゆる戸別収集、たった2つというのはもうこの南部桧山衛生処理組合関係町以外どこも無い、北海道では。私調べた中では。全国にもどれだけあるのかどうか分かりませんが、全国調べるだけの時間がなかったので、北海道調べたら、この南部桧山衛生処理組合だけです。これは、私いわゆる容器包装リサイクル法出来てから、まあ年に何回かずっと取り上げてきたけれども、全く進まない問題だったのです。それで改めて町長が変わったということで、私自身あの原点に立ち返って質問を4番目、13分でやります。まず、この2分別というのは、裏を返せば粗大ゴミは町では、町というか組合ではやらない。行政ではやらない。やるかやらないかは地域任せと。もしくは自分で持ってけと。大変なことですね。それから資源ゴミ、これも行政ではやらない。やるとすれば地域もしくは空き缶ボックス作るとか、それも地域で作ったら、まあ集めるのは何とか江差町は集めましょうとか。まあそういうところですね。これ、あまり言いたくはないのですが、江差町含めた南部桧山衛生処理組合はその分別の計画も作っているのです。これは担当課長とも色々お話ししたので、繰り返しません。計画は先ほどの介護と同じような社会福祉協議会の計画と同じように、計画は作っても全く実行性が伴ってないと。分別収集をやるってなっているのですよ、資源。これは自治体の責任です。それで、まずですね、粗大ゴミとか資源ゴミ、自治体としての回収、もちろん直営とは言いません。今、直営っていうのはまずまず減多にないでしょうから。やるとすれば民間委託ということに当然なるのでしょうけれども。その点について、もう単刀直入にお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「町 長」。

「町 長」

小野寺議員の4問目、ゴミの分別収集についてご答弁申し上げます。

粗大ゴミや資源ゴミは町で収集すべきとのご質問でございますが、粗大ゴミの回収につきましては、現状として各町内会等で収集運搬が実施されております。また、リサイクルの資源ゴミの収集体制につきましては、町内会等で設置及び管理している空き缶ボックスやペットボトルボックスの回収と運搬は町で実施しております。しかし資源ゴミと言われる古紙、空き瓶等につきましては、町内会等や子ども会で実施している現状にあります。今後におきましては、資源ゴミのリサイクル化による減量化対策は重要な課題と捉えておりますし、ご質問の趣旨は十分理解致しますが、現時点での方向性としては、粗大ゴミの収集については近隣町の状況を踏まえて今後の検討とさせていただきます。一方資源

ゴミの回収につきましては、環境保護、リサイクルの観点から必要性がありますので、今後検討の、今後の検討課題とさせていただきます。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。あの元々燃える燃えないゴミが江差町の単独ですともう少し突っ込んだ論議、実質的にできるのですけれども、残念ながら仕掛けそのものが南部桧山衛生処理組合ということで、江差町も入った近隣町のひとつのまあ組合と言ってもこれひとつの行政組織でありますので。私もあの明日からすぐやれとか、年度中にすぐやれとかそういう無理難題は言いません。それで、ただ方向性として、結城課長の方見て話しますけれども、あの考え方としてちょっと聞いて頂きたいのですよ。今、これから検討するにしても、現状は良しとしないということはあの町長の答弁で解りましたから、何とかしたいけれども、という部分でその何とかということなのですが。そもそも、資源ゴミだとか粗大ゴミを、あの南部桧山衛生処理組合全体でやろうとすると、これはちょっとね、大変だろうと思うんですよ。燃える、燃えないは、あのもうこれ本当にやらざるを得ない、あの施設がありますからね。焼却施設、埋立施設ありますから。各町に作るわけにいかない。それで、ある程度集中してという。しかし、資源ゴミだとかは、これ検討しなければならないですよ。で課長分かっていると思いますが、全道調べる必要は何も無いのであって、渡島檜山見れば単純にわかりますよね。燃える、燃えない等を例えば組合でやっていたとしても、資源ゴミはそれぞれの町村でやっているところが多いですよ、解っていますよね、当たり前です。資源ゴミを集めた時に、たくさん集めたらストックヤードも大きく作らなきゃならないし、つぶす施設もバカでかいもの作らなきゃならないですよ。だけど、単独でやればそれなりの所で、もしくは業者にすぐ持っていったらもうなかったらそんなに施設、例えばつぶすだとか、いらないのですよ。で、渡島、檜山見ればすぐわかります、それは。だから、何で私、前から言っているのは、燃える、燃えないはいいです、それは関係町で組合を作ってやるのはいい。だけど、資源ゴミを何でここでやるのかって。だから出来なかったんですよ。何故か。例えば、リサイクルセンターを作るってなっているのですよ。リサイクルセンター作って何するのだって。もう金ばっかりかかるのですから。これは余所の町見てははっきりしています、作ったところ。失敗とは言いませんが、エライ金かかっている。単独町でやったほうが、小回り利いたほうがやりやすい。業者に委託するにしても、小回り利いたほうが出来やすい。ストック

ヤード作るにしても小回りのほうがずっといい。江差町だったら2、3箇所ストックヤード作って、さっき言った資源ゴミを1戸1戸集めて歩く。出来ますよ、すぐこれ。そういうことについて、近隣町のやっていることと違ってというのは、情報収集したことがあるんでしょうか。そこら辺の検討について、担当課として、南部桧山衛生処理組合でないのではなかなか聞きづらいところですけども、その点まあ担当課長としてのちょっとご所見をお聞きしたいと思います。

(議長)

「環境住宅課長」。

「環境住宅課長」

それではお答えします。町長答弁の通りでございまして、ゴミの減量化につきましてははですね、あのリサイクル推進につきましては本当に議員ご指摘のとおりとだと思っております。で、ゴミの分別収集体制につきましては、町単独でというお話でございすけれども、現在のところ処理施設だとかですね、それから場所の問題も含めまして、結構その課題があるなという気がしてございます。直ちに実施するということになるとですね、なかなか難しい状況がありますので、今後、その近隣町の動向をおさえてございます。近隣おさえています。いうことを含めながら検証しながら、粗大ゴミの収集だとかですね、資源ゴミの収集の全般をとりまして検討する大きな課題だと、いう風に認識してございます。当面はその現状のもので町内会等さんをお願いしながら、やって頂きますけれども、平成27年度中に、いわゆる収集体制、それから25年からその町内会、それからその自治会活動総合支援交付金が、交付されてございますけれども、それに例えば支援金、支援金に上乗せする形などで、その辺のことも含めまして、検討しながら進めて参りたいなと思っております。いずれにしましても、最終的には、広域的な取り組む課題と思っておりますので、江差町と致しましても、処理組合の方に対しても意見反映をして参りたいなと思っております。宜しくお願い致します。

(議長)

はい、いいですね。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

わかりました。何とかあの一步でもこれは近隣町と相談しない限りは現在のこの計画、この計画にはストックヤードも作る、それから南部桧山衛生処理組合として資源ゴミを回収するとなっているので、仮に私の論法を仮に提案するとすればやっぱりちょっと大変だろうと思いますので、それはそれで情報収集も含めてですね、あの検討というか勉強というか、して頂きたいのですよ。それで課長、あのさっき場所の話しますけどね、衛生処理組合1本でやる方がもっと大変でしょう。施設どこに作るの、一定程度置き場所どこに作るのとかも含めて。そういう意味で小回りと言ったのですが、まあそれはいいです。

3問目でお聞きしたいのは、現状、私、それはそれで地域で頑張っているところ、あの空き缶ボックスが古いところにあの助成する。それはそれでもう近々の課題ですからやってもらいたいのです。で、お聞きしたいのは、もっと行政で、であるならば地域で頑張っているところの、そういう支援というものについてですね、町内会の無いところ、無いところというか、あの町内会が届かないところって言うていいのかな。例えば、あそこ、南が丘小学校の向かいのあの団地当たりっていうのは確かエリアに入っていないですね。だから例えばそういうところをじゃあどうするのって。結局やるやらないも含めてそういうことなのですね。今の実態は。それから粗大ゴミだって、やるやらない、やる場所も回数も頻度の違いだとか、も含めて。ですから高齢者にとってはだからといってじゃあ持っていけるかってなかなか持っていけない。そこを、もやはりきちっと町として何らかの形で手を尽くす、あのことやらない限り私はやっぱり何やっているのとまた次言いたくなっちゃうのですよね。そこら辺課長お考えお聞きしたいと思います。

(議長)

「環境住宅課長」。

「環境住宅課長」

先ほども言いましたけれども、あの27年度中に、いわゆるその粗大ゴミの収集体制も含めて、どうするかっていうこと議論した中で、今のおっしゃった部分も含めて、検討して参りたいなと思ってございますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

小野寺議員の一般質問を終わります。